

特集 財産としての不動産

Agora 岐阜「相続解決組」では、年4回 2月・5月・8月・11月に相続セミナーを開催します。相続問題を中心に、健康、悪徳商法、介護、ライフプランなどの生活に係わりある問題点をセミナーで解説していきます。相続問題研究会メンバーが、得意分野で開催をしております。また、セミナー開催後の講師との相談会(無料)も実施します。多くの方のご参加をお待ちしております。

遺言書作成に必要な書類、入手先

相続人の特定:戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本(市町村役場)

不動産:不動産を特定するには、不動産が所在する市町村役場で、名寄帳を入手する。名寄帳とは、個人名ごとの不動産所有リスト。**不動産の権利関係**については、地方法務局にて、土地建物登記簿謄本を、**土地の区画や、形状**については、公図・14条地図・地籍測量図・建物所在図・建物図面・各階平面図を取り寄せることが出来る。**不動産の評価**については、固定資産評価証明書を市町村の固定資産課で、路線価については、国税庁のホームページで確認できる。**立ち木**については、県庁林政課で森林簿の写しを取ることが出来ます。**農地**は、農業台帳を農業委員会で取る事ができます。

動産:預貯金通帳、自動車車検書・自動車登録事項証明証を管轄の運輸支局で取ることが出来ます。大型船舶(20t以上)船舶登記簿謄本を地方法務局で、小型船舶(20t未満)登録事項証明証は、日本小型船舶検査機構にて、取り寄せます。

有価証券:株式発行会社の事業報告・配当通知、証券会社の預かり口座証明書(証券会社)ゴルフ会員権・会員書

保険:保険証券、契約状況報告書を保険会社より取り寄せる

債務(負債):消費貸借契約書・返済計画書(金融機関)

書類入手は、忘れのないように、特に不動産について、名寄帳は市町村単位で存在しているので、落としのないようにしなければならない。自信がない方は、専門家に依頼するのも良いかもしれません。すこし手数料がかかっても正確に集めてくれます。整理・リスト表も作ってもらうと良いでしょう。

